

～組合員の倒産と 理事・事務局の対応～

組合員が倒産した場合の対応について、破産手続きから学ぶセミナーを開催します。

組合員が破産した場合、組合法上の法定脱退になりますが、多くの場合、売掛金や未収賦課金など債権の回収、預り保証金など債務の清算が必要となります。そのため、理事や事務局職員は、組合員の倒産の事実を知った時から、組合の運営への影響を出来るだけ小さくするために、正しい手続きと適切な対応が求められます。

セミナーでは破産手続きの概要から組合の対応ポイントまで学びます。皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催日時 令和5年9月8日（金）14：00～16：00

◆開催場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 7階
カンファレンスルーム 7C
(住所：仙台市青葉区花京院1丁目2-15 TEL：022-204-1036)

◆講師 弁護士 中谷 洸 氏

◆内容 1.破産手続き
－個人と法人に違いはあるか
2.破産手続きの概要
－破産申立から破産手続き終了までの流れと注意点
3.組合員が破産した場合
－破産通知の読み方
－債権、債務がある場合の通知方法
－内容証明の作り方
－相殺の実務－要件、時期、通知方法 など

◆定員 会場 40名（申込先着順）

<お問合せ>

宮城県中小企業団体中央会 運営支援第一課 千葉・牧野

TEL：022-222-5560 E-mail：m603makino@chuokai-miyagi.or.jp

<申込締切 / 申込方法>

令和5年9月1日（金）までお申込みください。

◆Web 申込 ⇒宮城県中央会ホームページ
「組合員の倒産と理事・事務局の対応
参加申込フォーム」より

◆FAX 申込 ⇒宮城県中央会 FAX：022-222-5557

組合員の倒産と理事・事務局の対応 参加申込書

組合名	
出席者名	役職： 氏名：
出席者 連絡先	TEL： FAX：

<出席方法について>

開催は会場のみで、web は予定しておりません。

出席者上限の 40名を超えた場合のみ、お知らせいたします。連絡が無い場合は、会場までお越しください。

※ご記入いただいた情報は適切に管理し、本セミナー運営のみに利用いたします。

<お問合せ>

宮城県中小企業団体中央会 担当：千葉、牧野

TEL：022-222-5560 FAX：022-222-5557

E-mail：m603makino@chuokai-miyagi.or.jp



<会場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 7階>